



## 自治体で初！365日開設の「女性たちのためのLINE相談」 6月1日からカードの配布開始

県立男女共同参画センターでは、令和4年4月1日より「女性たちのためのLINE相談」をスタートしています。このLINE相談について、児童・生徒など若年女性に知ってもらうために作成したカードを6月1日から配布します。

### 背景

男女共同参画センターへの相談方法は電話か面談であり、40代以上が8割(77.9%)を占め、20代以下の若い世代からの相談は2.1%と非常に少ない状況です。

一方、県が令和3年5月10日から実施しているLINE相談「こころのサポートしが」の昨年の相談者は、34.8%(約3人に1人)が20代以下の女性という状況であり、若年女性の相談へのハードルを下げると、365日、LINEで相談できる体制を整えました。

### 相談体制

- 相談時間：毎日(365日)16:00~22:00
- 相談対応：臨床心理士、公認心理士、産業カウンセラー、保健師など資格のある相談員(常時2名以上)がLINEのチャットで対応。

※「こころのサポートしが」LINE相談に、令和4年4月1日から「若年女性相談」を追加。

子ども・青少年局(虐待・子育て等に関する相談)、障害福祉課(こころやいのちに関する相談等)、幼小中教育課(いじめや不登校等学校に関する相談)、男女共同参画センター(男女共同参画相談)の4機関が連携し、委託により運営。

### カードの配布予定

- 時期：令和4年6月1日から順次
- 種類：2種類(小学生用、中学生以上用)
- 配布方法：
  - ・学校を通じた児童・生徒個人への配布(小学校、中学校、高等学校)
  - ・大学、図書館等の公共施設、商業施設、トイレ個室などへの設置配布

※「若年女性」としてはありますが、性別、年齢問わず、どなたでもご相談いただけます。



滋賀県  
こころのサポートしが  
LINE相談  
<相談時間>  
毎日 16:00~22:00

下のQRコードから  
LINEの友だち登録を  
すると相談できます。

これでももしかして?と思ったら、まずは相談

- 「女だから・・・、男だから・・・」と固定的な考えを押しつけられた
- 性別のこと
- 身体のこと
- 生理のこと
- 性被害に関すること(性的な写真や動画などを撮る・見せることも含まれます。)
- デートDV
  - ・なぐる、けるなどの身体的暴力
  - ・どなる、おどすなどの心理的暴力
  - ・行動を制限・監視するなどの社会的暴力
  - ・お金を返さない、デート費用をいつも払わせるなどの経済的暴力
  - ・性的な行為を強要するなどの性的暴力 など

G-NETしが  
滋賀県立男女共同参画センター

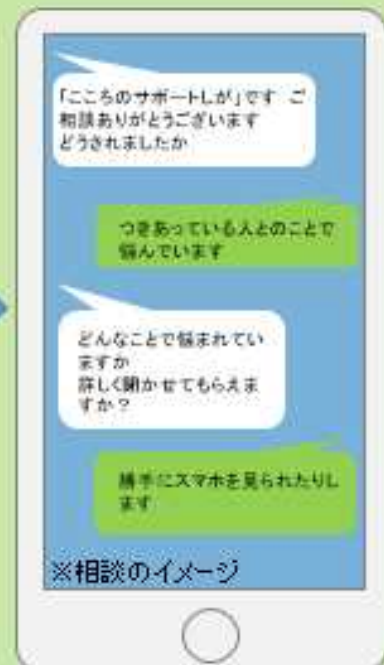
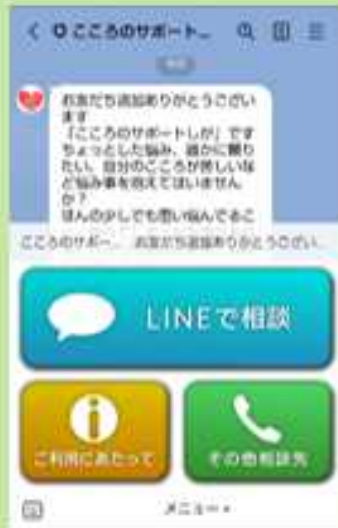
## LINE相談の流れ



①カード等にあるQRコードを読み取り、友だち登録する。

②いずれかを選んでタップする。

③アンケートに回答する。



④アンケートの回答が終わったら送信する。

⑤「LINEで相談」をタップすると相談開始

⑥相談のイメージ

※ 2回目以降は、アンケートへの回答はありません。